

**「我が事、丸ごと」地域共生社会へ**  
**～誰もが役割と生きがいを～**

**第10回地域共生社会づくり全国セミナーin とやま**

**2022年10月23日**

**元厚生労働大臣 塩崎 恭久**

# 社会保障のこれまで

- 「自助(互助)、共助、公助の組み合わせ」
  - ▶ 「自助」と「互助」を基本とし、制度(共助・公助)はそれを補完。
  - ▶ 生活の大半はまず「自助」「互助」で何とかする、「共助」と「公助」はそのあとに。
  - ▶ 支援の対象と方法を「特定」することで、制度は大きく充実してきた。
    - 「誰か」 : 高齢者、障害者、子ども、失業者
    - 「ニーズ」: 医療、住まい、保育、就労、貧困
    - 「給付」 : お金か、サービスか

# 生活や社会の実態は

- 人の生活や社会の実態が変わってきている。
  - 家族、地域、職場 : これまで生活を支えてきたコミュニティ基盤が弱まっている。
  - 社会の課題を見ても、コミュニティ基盤が弱まっていることが背景にある場合も多い。
- 生活困窮、孤立、ひきこもり、虐待、自殺...
  - いろいろな困難や生きづらさが複合して絡み合っている。**【課題が複合化している。】**
    - ⇔ 特定の「誰か」「何か」ごとの「タテワリ」の仕組み
  - 生きづらさが一人ひとり異なる。**【困難が多様化している。】**
    - ⇔ 特定の「誰か」「何か」にお金・サービスを提供するアプローチ
  - 周囲とのつながりが薄く、生きる力を失っている。**【関係性の貧困がある。】**
    - ⇔ 「何か」特定の問題を解決しようとする対応

# 各制度等における複合的課題等②

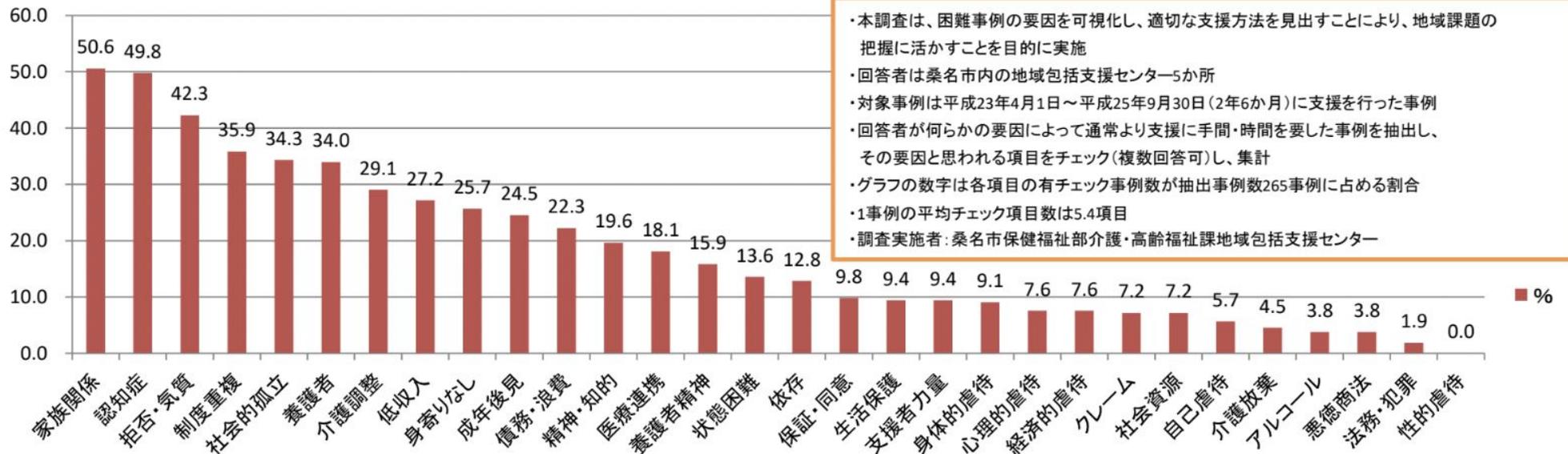
(介護保険制度(桑名市地域包括支援センターの調査を例に))

- 地域包括支援センターにおける困難事例(何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例)の要因を調査。
- その調査結果によれば、
  - ① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
  - ② 1事例あたり平均5.4項目の要因(抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目)となっており、複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している状況等(※)が見えてきている。

(※)調査結果から見てきた地域課題

①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合っ事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある

## 桑名市における困難事例要因調査結果 ～細分類項目別～ (2013.11.1調査)



# これから求められるアプローチ：「地域共生社会」の構想

- セーフティネットは十分か。
  - 制度の対象ではない、あるいは制度がタテワリで十分な支援が届かないケースも多い。
    - ✓ 生活困窮ではない8050世帯の“50”の方への支援
    - ✓ 発達障害のグレーゾーンにある方
    - ✓ 社会的孤立の状態（ひきこもりを含む）にある方
    - ✓ がんなどの病気にかかった方、事故に遭われた方への生活面の支援
  - 誰にとっても、いつ困難がやってくるかわからない。
- 分断（タテワリ）から統合・融合（まるごと）へ。
  - 誰でも、何らかの関わり（支援）が得られるような、社会をつくっていく。

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環  
～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域の人と資源の循環  
～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

## 【基本コンセプト】

「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、子ども・高齢者・障害者など**すべての人々**が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を**ともに創る「地域共生社会」**の実現へ

## 【パラダイムシフト】

### ◆ 「我が事・丸ごと」の地域づくりへ

⇒ 住民が主体的に地域の課題解決を試みる仕組みを構築。住民相互の支え合いと公的サービスが協働し、誰もが役割を持ち孤立を生まない地域を育成。

### ◆ 「タテワリ」から「丸ごと」へ

⇒ 対象者ごとに整備されている公的サービスの包括化の推進。

## 【具体的な対応】

○市町村による、住民主体の**地域課題の把握や解決を支援する体制**や、複合的課題に対応する**包括的な相談支援体制の整備を制度化【社会福祉法改正】**

○**地域における一体的なサービス提供**を支援するため、介護保険と障害福祉両制度に**新たに「共生型サービス」を創設【介護保険法等の改正】**  
今後、**施設・人員基準、報酬の見直し**を検討。

○担い手の**資格や養成課程の見直し**を検討。

## 【好循環】

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、**健全な成長**に効果。

高齢者

子育て支援で**役割を持つ**ことが、**予防に効果**。

障害者

活躍する場を持つことが、**自立・自己実現**に効果。

## 地域の実践例①:「富山型デイサービス」(富山県)

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント



# 地域の実践例:「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手創出事業」(北海道石狩郡当別町)

## 共生型地域オープンサロン



- 障がい者の就労拠点(喫茶店)
- 高齢者の介護予防ボランティア
- 子どもたちの学び・遊ぶ場



### ◎障がい者就労

- 多様な障がい者就労の場
- 同時に、子どもたちの障がい者理解の場に



### ◎介護予防ボランティア

- 駄菓子屋で値札付けなどをしながら、子どもや障がい者と交流・見守り
- 高齢者に介護予防・生きがい創出



### ◎体験型学童保育

- 子どもたちによるお菓子作りやカフェ店員などの体験など

## 共生型地域福祉ターミナル



- 総合ボランティア拠点
- インフォーマルサービスのワンストップ拠点
- 地域の日常的な世代間交流スペース



### ◎特技を生かした社会貢献

- 高齢者と子どもが囲碁を通じて心を通わす
- 子どもも高齢者の生きがいを高めて活躍



### ◎子育て支援

- 育児支援を受けたい方と育児の手助けができる地域住民が会員組織を結成
- 地域互助で育児を支え合い



### ◎住民相互の生活支援

- 移動手段の確保など公的的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- 独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う仕組みづくり

## 共生型コミュニティー農園



- 障がい者の就労拠点(レストラン)
- 高齢者の就労拠点(農園)
- 男性団塊世代など多世代交流拠点



### ◎障がい者就労

- 個々の障がい者の得意分野に応じた就労の取組
- 飲食業の監修によるレストラン経営(企業参加型)



### ◎認知症高齢者の活躍

- 要介護の認知症高齢者が農業経験を発揮
- 地元農家による監修(農福連携)



### ◎団塊世代の活躍

- 団塊世代の高齢者が若い世代を巻き込んだイベントを企画し、リタイア後の人生活力に
- 畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

# 「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

## 自治体概要※

人口 76,462  
面積 129.77km<sup>2</sup>  
小学校数・14  
中学校数・5

※2022年4月1日現在  
※市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



「おじゃまる広場」の光景

### ◎おじゃまる広場（つつじが丘地区）

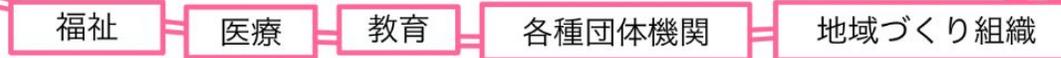
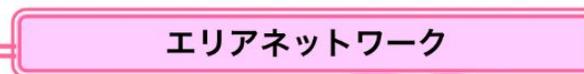
- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。

### ◎まちの保健室（地域支援事業・重層的支援体制整備事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのランチ）
- まちの保健室の業務
  - ①あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
  - ②見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などとの協働）
  - ③健康づくり・介護予防



## 市レベルでの取組



### ◎エリアディレクター（相談支援包括化推進員）

- 市役所本庁の地域包括支援センター（相談支援包括化推進員）に配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

エリアディレクター

# コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

全画面表示を終了するには  を押します

## 自治体概要※

人口 400,741 人  
 面積 36.39 km<sup>2</sup>  
 ※人口1人あたり面積 0.009 km<sup>2</sup>  
 小学校数 \*41  
 中学校数 \*18

本事例の活動領域  
 ・市全体

※2021年4月1日現在  
 \*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施

### ◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す



豊中あぐり

### ◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

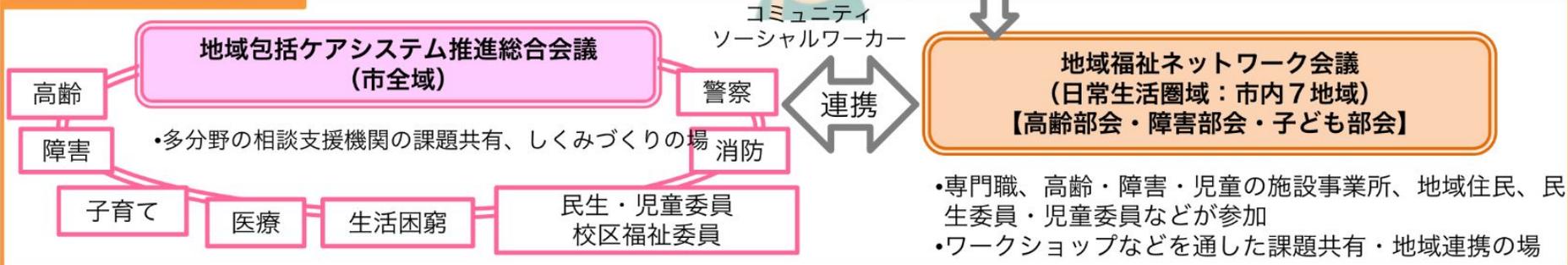
### ◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

## 市レベルでの取組



# 愛媛県西条市「食を中心とした地域共生社会のコミュニティ事業」(NPO法人きずな)

だれとでも集う だれとでも会える場所

1

## (仮)自然と食のコミュニティーレストラン&マルシェ

「食財を学び」感謝する食育の場、自然の食で心もカラダも喜ぶ料理を提供。自然栽培の産物、伝統食などを販売するマルシェで地域のコミュニティーの場としての活用

2

## 共生型フリースペース

保育園・幼稚園(子供達)や福祉施設にも利用してもらう



## 自然と食と文化の コミュニティー

3

## ユニバースクール

料理教室をはじめとした「食」と伝統文化「自然」「福祉」「健康」が学べるワークショップを開催

4

## 食品加工場

伝統食・発酵食(漬物・味噌・豆腐など)の再生伝承。あらゆる人の就労の場。

5

## 自然栽培 田畑 果樹園

○高齢化・過疎化が進む地域のふるさと再生として耕作放棄地の保全と再生

○新規就農支援の推進

○環境循環型農業による持続可能な自然環境保全

○エディブルスクールヤードの活動

空家物件を活用した宿泊施設(短～中期滞在から移住へ)

# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 [「ニッポン一億総活躍プラン」\(閣議決定\)に地域共生社会の実現が盛り込まれる](#)
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 [社会福祉法改正案\(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案\)を提出](#)  
[「地域共生社会」の実現に向けて\(当面の改革工程\)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定](#)
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 [改正社会福祉法の施行](#)
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 [社会福祉法等改正法案\(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案\)を提出](#)
- 6月 [改正社会福祉法の可決・成立](#)

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

# 「我がごと・丸ごと」の政策は進化している。

## 1. 「重層的支援体制整備事業」の創設

- 各制度の対象者の範囲を超え、「すべての地域住民」を支える「丸ごと」の体制づくりの事業を制度に位置づけた。
- 体制づくりの過程で、行政の「タテワリ」のマインドが変わり、行政と社会福祉の支援者との間のバリアが低くなるなど、変化が起こる可能性がある。

## 1. 既存の社会福祉施設の柔軟な活用を後押しする通知(※)の発出

- 「共生型サービス」を含め、各制度で定められた対象者の範囲を超え、地域の様々なニーズに対して柔軟に支援を提供できることを明確にした。
- 社会福祉の支援者の皆さんが、創意工夫を活かして支援の輪を大きく伸ばす取組が進む可能性がある。

(※)「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)」

(令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

# 「重層的支援体制整備事業」の創設

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業。I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
- 実施するかどうかは市町村の判断であり、支援体制づくりの方法も市町村が選択できる。
- 最も重要なポイントは、国からのタテワリの補助金の仕組みを抜本的に改革し、ひとつの包括的な交付金に統合したこと。(国の制度では史上初)
- これによって、対象者ごとの制度のタテワリの限界を超えて、すべての住民を支援することが可能になった。

## 新たな事業の全体像

### I 相談支援

#### 包括的な 相談支援の体制



- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

- I～IIIを通じ、
- ・継続的な伴走支援
  - ・多機関協働による支援を実施

### II 参加支援



- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの  
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援



生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

### III 地域づくりに向けた支援

#### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート



⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

## 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

### 重層的支援体制

属性・世代を  
問わない  
相談・地域づく  
りの実施体制

# 重層的支援体制整備事業の社会福祉法における規定

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため

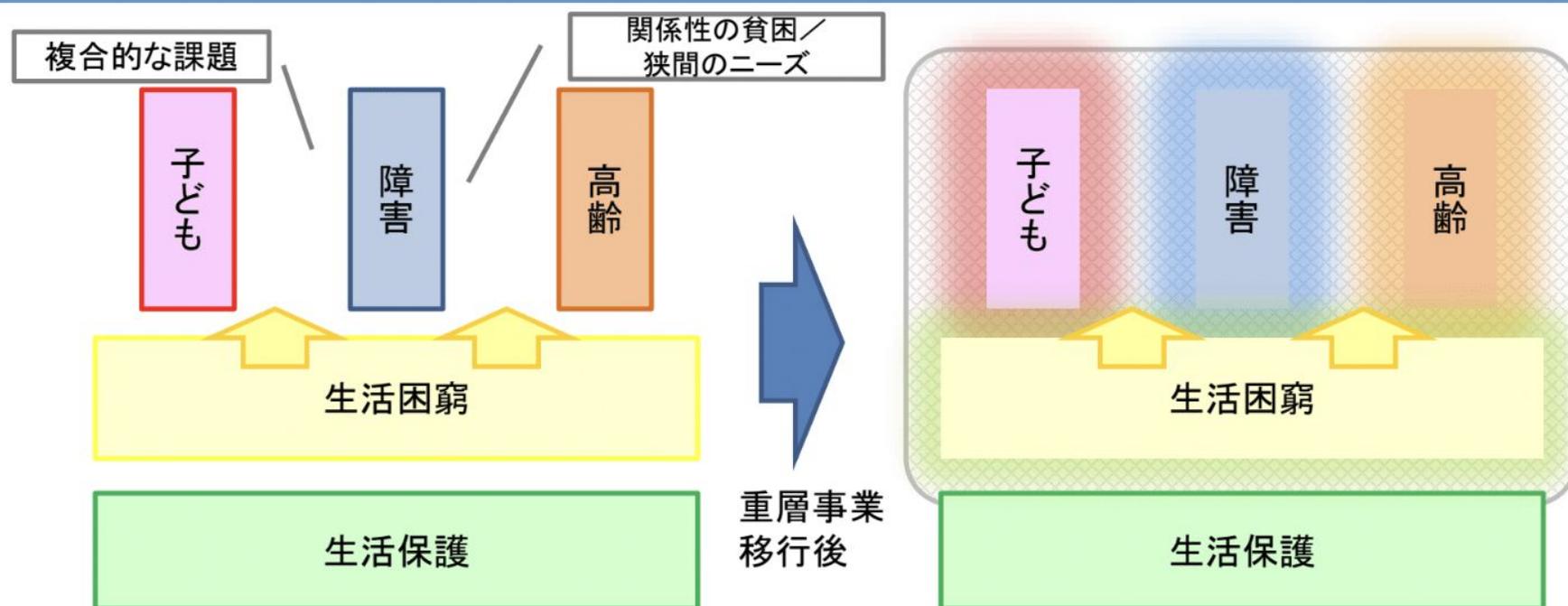
(～中略～)重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業(※)を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

※「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等を規定。詳細は省略。

# これで何が変わるのか

- **市町村全体で「断らない」体制を構築**する事業として、法律に明記された。
  - ・ **すべての住民**を対象に
  - ・ **既存の支援機関を活かして**つくる（新しい「窓口」をつくるためのものではない）
  - ・ 体制づくりに必要な「多機関連携の中核」「アウトリーチ」などへの財政支援を新設
- **体制づくりの費用のすべて**に対し、**ひとつの交付金で一体的に財政支援する仕組み**に。
  - 「すべての住民を対象とする事業」の一翼を担う機関として財政支援を受けるようになる
  - つまり、それぞれの個別制度で定められた**対象者・機能を超えた支援が可能**となった  
（例）8050世帯への支援、グレーゾーンの方への支援、ヤングケアラーの世帯支援（親も子どもも） など



# 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算  
261億円  
(令和3年度予算:116億円)

## 【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算：232億円（令和3年度予算：76億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

## 【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和4年度予算：29億円（令和3年度予算：40億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

# 令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市	
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市	
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町	
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市	
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市	
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市	
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市	
青森県	鯉ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市		
岩手県	盛岡市	神奈川県	立川市	滋賀県	御浜町	山口県	宇部市	
	遠野市		狛江市		長浜市		長門市	
	矢巾町		西東京市		守山市		高松市	
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市		さぬき市	
秋田県	能代市	富山県	茅ヶ崎市	大阪府	野洲市	香川県	宇和島市	
	大館市		逗子市		高島市		愛媛県	高知市
	湯沢市		富山市		米原市		高知県	中土佐町
	由利本荘市		氷見市		竜王町		福岡県	大牟田市
山形県	山形市	豊中市	久留米市					
福島県	福島市	枚方市	八女市					
	須賀川市	高石市	糸島市					
茨城県	古河市	東大阪市	岡垣町					
	東海村	大阪狭山市	佐賀市					
栃木県	栃木市	阪南市	佐賀県	大津町				
	市貝町	太子町	熊本県	中津市				
	野木町	姫路市	大分県	津久見市				
群馬県	太田市	尼崎市		竹田市				
	みどり市	芦屋市		杵築市				
	上野村	加東市		都城市				
埼玉県	川越市	春日井市	三郷町	宮崎県	日向市			
	狭山市	豊田市	川上村		三股町			
	草加市	稲沢市	和歌山市		※134自治体			
	越谷市	東海市	鳥取市			うちR3重層事業	42自治体	
	桶川市	大府市	米子市	うちR3移行準備事業		78自治体		
	ふじみ野市	知多市	智頭町	うちモデル事業実施		99自治体		
	鳩山町	豊明市	北栄町					
		長久手市						
	東浦町							

# 既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所を活用する場合の取扱いを明確化

「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)」

- 既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、各地域において福祉サービスを提供している施設・事業所の活用が重要。
- しかし、それぞれの事業所等は、対象者ごとの制度の下で設置され、また、補助金を活用して施設整備をしているため、各施設の判断に任せては取組が進まないという課題。
- このため、既存の福祉サービス事業所等について、現在の個別制度の対象とならない「狭間のニーズ」に対応するための社会資源として活用が図られるように取扱いを明確化した。

## 通知の主な内容(※詳細は通知本文を確認ください)

### 1. 「本来の事業実施」に支障を生じない範囲であれば「活用可能」

- ◆ 本来事業とそれ以外を合計した利用者数が、「定員の範囲内」である。
- ◆ 施設利用は本来事業の利用者を優先し、それ以外の利用者の受け入れは余力の範囲で行う。
- ◆ 事業所の職員が本来事業以外の利用者の支援にあたる場合には、利用者合計数に応じた人員を配置する。

### 2. 本来事業の実施に支障が生じない範囲での「一時的な使用」であれば「財産処分は不要」

- ◆ 本来事業の営業時間外や休日、本来事業の空き定員等を活用する場合など、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で施設を他の用途に一時的に使用する場合。
- ◆ そのほか、地域住民等との交流を目的とした取組など、本来事業の事業目的の範囲内で利用する場合

※本来事業の廃止や、事業規模を縮小して他用途に使用する場合は財産処分が必要

# 既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所の活用イメージの例

## 活用例①

親が他界し単身での生活が困難な方に対し、養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まいを確保

## 活用例②

就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない方への就労支援を実施。

## 活用例③

孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設ける。

## 小児精神科医からの指摘

### 問題点の吹き出し部分

- 精神保健福祉法と児童福祉法は補完しあっておらず、精神保健福祉法上の児童精神科入院病床では、必ず生じている問題
- 隔離拘束を要する患児には、身体疾患でいうところの集中治療室(PICU)に匹敵する看護力が必要。人手があれば、隔離拘束を減らすことはできる
- 親の貧困のみならず、児童福祉法上の措置費は入院にかかる生活費を想定していない
- 子どもの安全を守る委員会(Child Abuse Protection System; 通称CAPS)の設置: 医師8名、PSW2名、看護師2名、リカバリー総合応援部4名、事務1名(診療報酬外)
- リカバリー総合応援部の設置(診療報酬外)

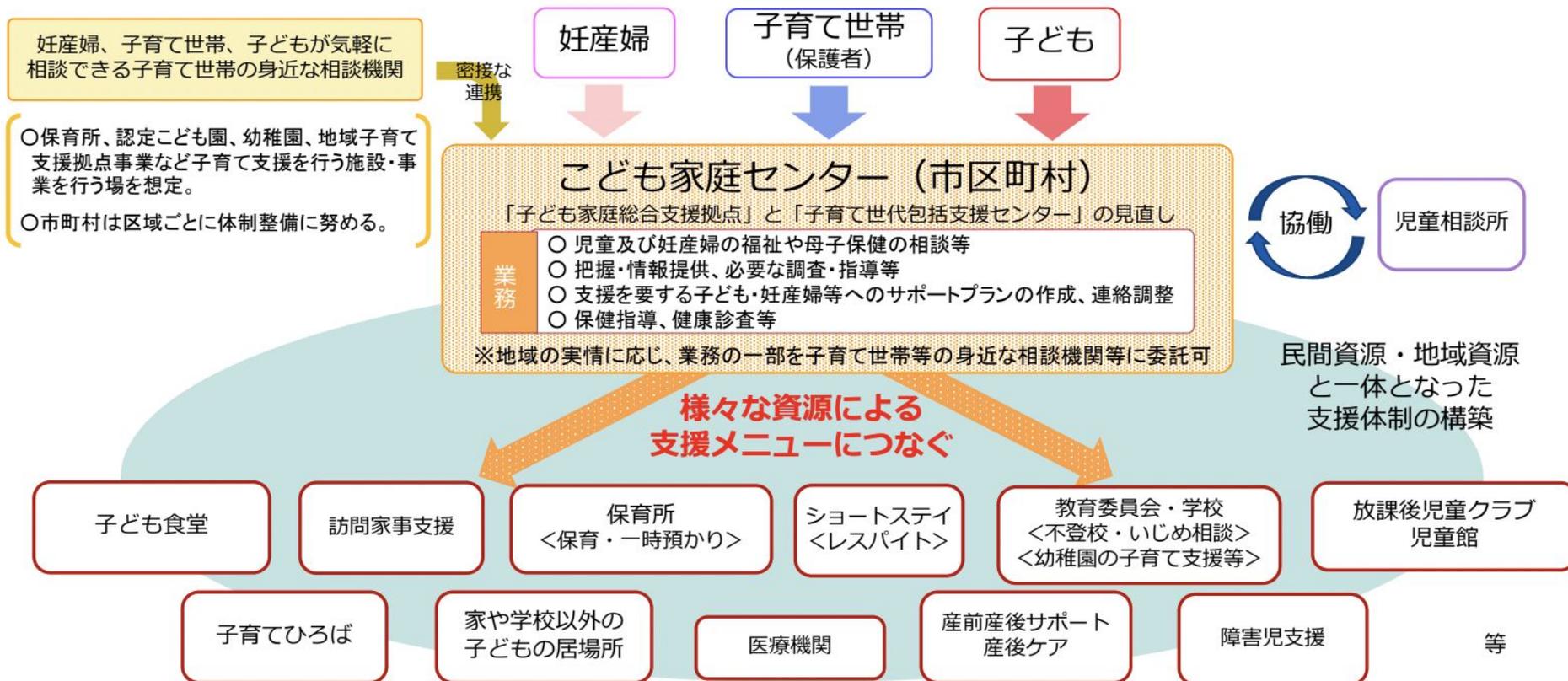
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



# 市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

## 子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

## 一時預かり事業

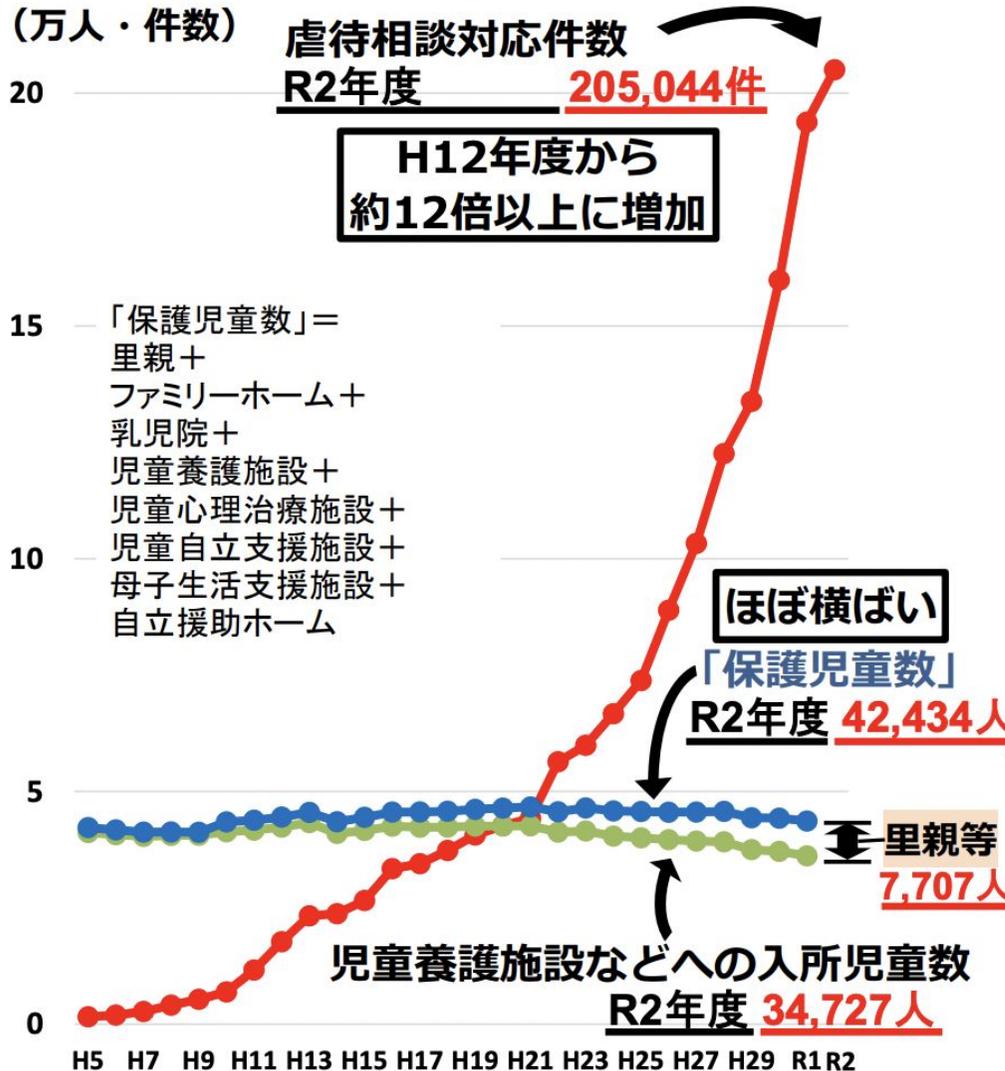
- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

## 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

# 虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

# なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

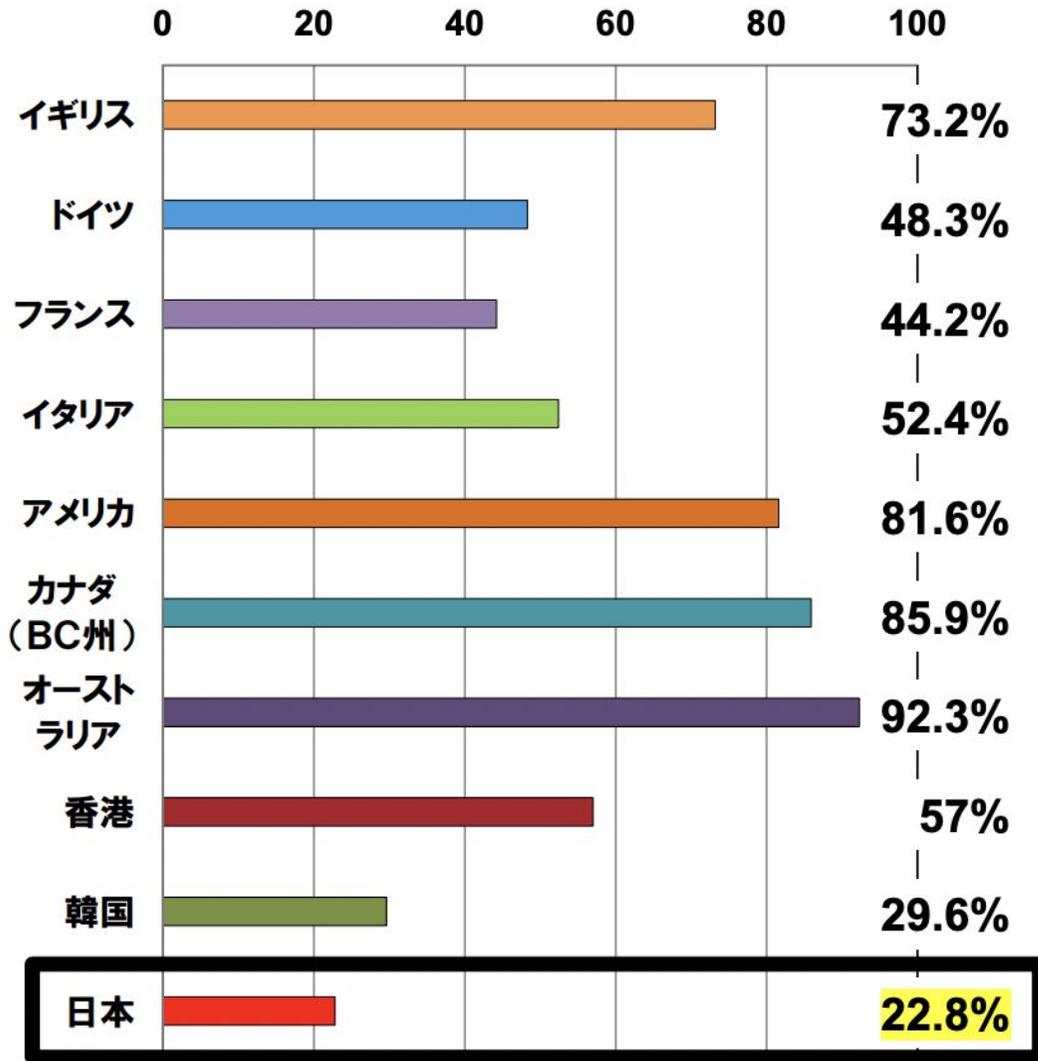


国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
<b>日本</b>	<b>23,046</b>	<b>38</b>	<b>17</b>

(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

## 「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



(註) 2010年前後の値、日本のみ2020年3月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

## 「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
<b>日本</b>	<b>127</b>	<b>711</b>	<b>0.56</b>

(註) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2019年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。

(出典) 厚生省資料より塩崎恭久事務所作成

# (3) 都道府県市別の里親等委託率の差

70 都道府県市別里親等委託率（令和2年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

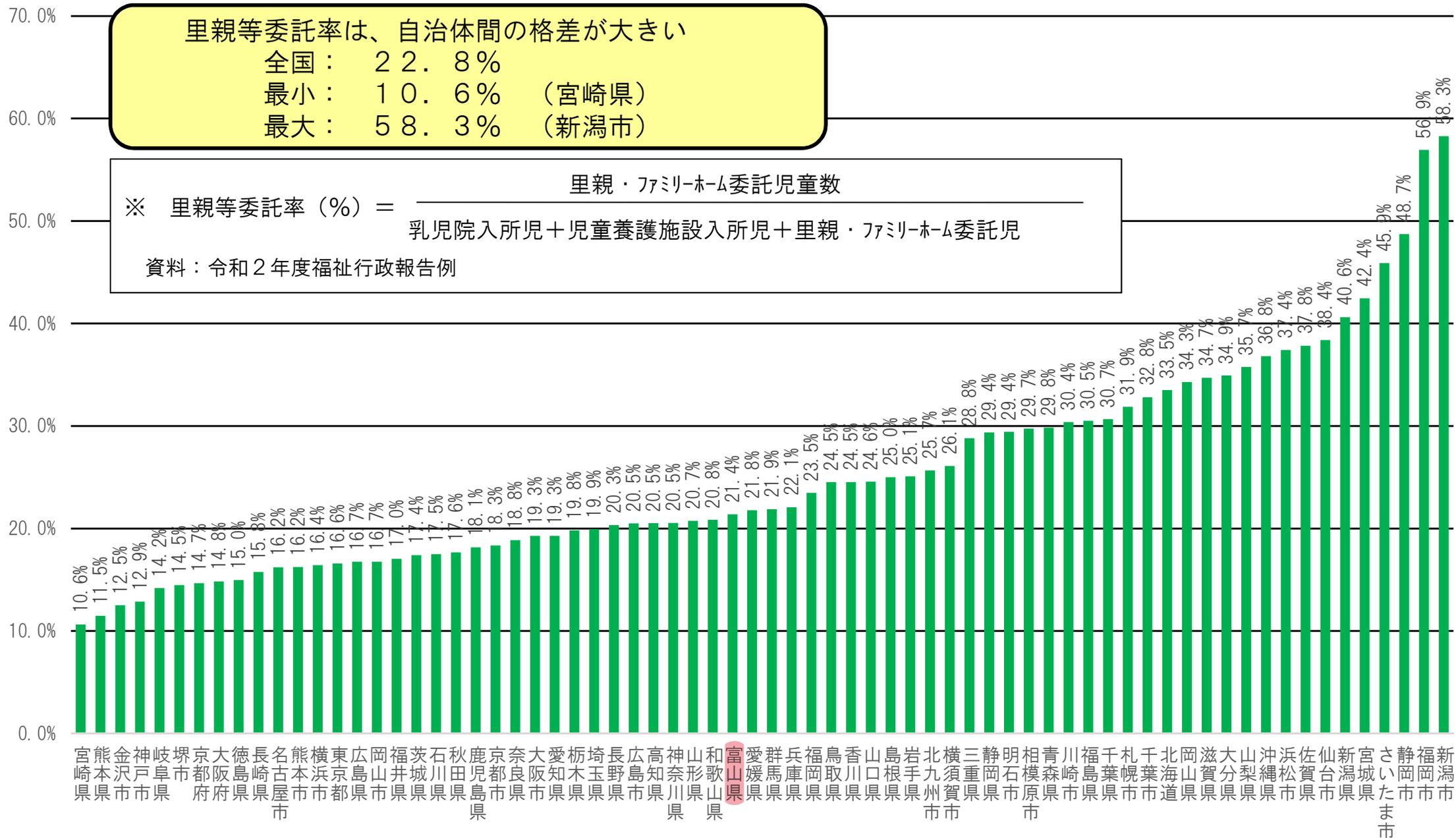
全国： 22.8%

最小： 10.6%（宮崎県）

最大： 58.3%（新潟市）

$$\text{※ 里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：令和2年度福祉行政報告例



# 「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

## 改正前の条文

**第一条** すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

**第二条** 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

**第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄)

(親権者)

**第818条** 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

(監護及び教育の権利義務)

**第820条** 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

**第822条** 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

## 改正後の条文

### 第一条 (子どもの権利)

**全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

### 第二条 (子どもの最善の利益優先原則)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、**心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### 第三条の二 (家庭養育優先原則)

国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略) 児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

# 「新しい社会的養育ビジョン」の「家庭養育優先原則」、「数値目標」等

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)		現状	「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)		
<p>「『家庭的』の定義が不明確」 かつ 「優先順位も不明確」</p>		<p>616件/年 (H29年)</p>	<p>①【家庭】・実父母や親族等</p>		
			<p>②【家庭における養育環境と同様の養育環境】</p> <table border="1"> <tr> <td>特別養子縁組 成立数</td> <td>概ね5年以内に年間 1,000人以上、その後も増加</td> </tr> <tr> <td>里親委託率 3歳未満 それ以外の就学前 学童期以降</td> <td>概ね5年以内に75%以上 概ね7年以内に75%以上 概ね10年以内に50%以上</td> </tr> </table>		特別養子縁組 成立数
特別養子縁組 成立数	概ね5年以内に年間 1,000人以上、その後も増加				
里親委託率 3歳未満 それ以外の就学前 学童期以降	概ね5年以内に75%以上 概ね7年以内に75%以上 概ね10年以内に50%以上				
<p>【<b>家庭的養護</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親</li> <li>・ファミリーホーム</li> </ul>	<p>今後十数年をかけて、 <u>概ね1/3</u></p>	<p>19.7% (H30.3時点)</p> 	<p>③【できる限り良好な家庭的環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模かつ地域分散型施設</li> </ul>		
<p>【できる限り<b>家庭的な</b> 養育環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模グループケア</li> <li>・グループホーム</li> </ul>	<p>今後十数年をかけて、 <u>概ね1/3</u></p>		<p>【施設の新たな役割】</p> <p>〔施設入所は、措置前の一時的な入所に 加え、<b>高度専門的な対応</b>が必要な場合 が中心。高機能化、多機能化を図り、地 域で新たな役割を担う。〕</p>		
<p>【施設養護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設</li> <li>・乳児院等 (児童養護施設は 全て小規模ケア)</li> </ul>	<p>今後十数年をかけて、 <u>概ね1/3</u></p>		<p>【施設の新たな役割】</p> <p>〔施設入所は、措置前の一時的な入所に 加え、<b>高度専門的な対応</b>が必要な場合 が中心。高機能化、多機能化を図り、地 域で新たな役割を担う。〕</p>		
「社会的養護(代替養育)を必要とする子ども数」の考え方の相違点					
<p>・・・18歳未満人口の<b>1割縮小</b>が見込まれており、 <b>これと同様の推移を見込む</b>か、(略)、少なくとも<b>対象児童は減少しないと見込む</b>ことが考えられる。</p>			<p>・・・市区町村の支援の充実により、<b>潜在的ニーズ が掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの 数は増加する可能性が高い</b>ことに留意して計画を 立てる。</p>		

## 「乳幼児期は家庭養育」は28年法改正以降、わが国の大原則

- ドイツでは就学前まで、英国では小学校卒業まで、「里親・養子等家庭養育」が原則。  
——いづれも、施設入所は家庭養育が困難で、特別な専門的なケアが必要なケースに限定。
- 日本では、平成28年児福法改正論議開始時から、「乳幼児期は施設入所ではなく、原則『家庭養育（里親・養子）』」との法律上の明記を、「大臣指示」により繰り返し主張。  
➡結果、改正法公布時の「局長通知」において、「乳幼児期における家庭養育原則」を「国の原則」として児相設置自治体に明確に発信。

平成28年6月3日、厚労省雇・児局長通知<改正児福法公布通知>

（「里親ガイドライン」にも同様に明記）

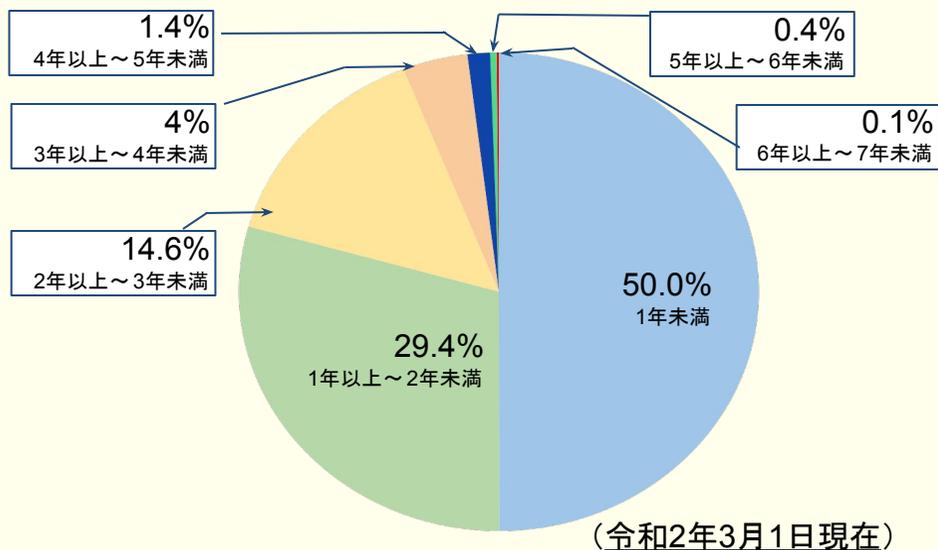
「・・・養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要である。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。」

# 乳児院からの措置解除および措置変更の状況

(上段は人、かっこ内は%)

		乳児院退所者									
		家庭復帰へ	家庭と同様の養育環境へ			施設へ		その他			
			里親へ	FHへ	養子縁組へ	児童養護施設へ	その他施設へ				
平成25年度	人数 (構成比)	2,131 (100.0)	957 (44.9)	307 (14.4)	224 (10.5)	31 (1.5)	52 (2.4)	730 (34.3)	684 (32.1)	46 (2.2)	137 (6.4)
平成28年度	人数 (構成比)	1,965 (100.0)	854 (43.5)	377 (19.2)	280 (14.2)	15 (0.8)	82 (4.2)	611 (31.1)	567 (28.9)	44 (2.2)	123 (6.3)
令和元年度	人数 (構成比)	1,877 (100.5)	736 (39.2)	438 (23.3)	413 (22.0)	25 (1.3)	99 (5.3)	648 (34.5)	531 (28.3)	117 (6.2)	55 (2.9)

## 乳児院の在所期間別在籍児童数について



## 「里親委託ガイドライン」における記述

### 1 乳児院からの措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

(令和3年3月29日現在)

# 都道府県社会的養育推進計画の提出状況等について（令和2年度末時点）

○ 都道府県の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求め、プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、

i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、補助メニューの拡充等を図るとともに、

ii 集中取組期間における補助率の嵩上げを実施する

ことにより、意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	2018年度末実績	5年目(2024年度末)			7年目(2026年度末)			10年目(2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	<b>75.0%以上</b>	75.0%	<b>75.0%以上</b>	75.0%	75.0%	<b>50.0%以上</b>			
北海道(札幌市)	34.5%(29.7%)	<b>80.2%</b>	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	27.8%	38.5%	48.0%	52.5%	60.9%	62.2%	47.9%			
岩手県	26.2%	55.3%	55.3%	48.2%	55.3%	52.6%	46.6%			
宮城県	40.2%	38.5%	44.4%	55.3%	51.9%	63.2%	<b>62.2%</b>			
秋田県	12.2%	57.9%	-	-	-	40.0%	-			
山形県	20.0%	<b>76.2%</b>	-	-	75.0%	75.0%	31.7%			
福島県	24.6%	<b>75.0%</b>	75.0%	<b>75.0%</b>	75.0%	75.0%	30.0%			
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	<b>60.7%</b>			
栃木県	19.2%	53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%			
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	<b>50.0%</b>			
埼玉県(さいたま市)	18.8%(40.0%)	36.0%	-	-	-	-	-			
千葉県	27.9%	57.0%	-	-	75.4%	50.5%	32.5%			
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%			
神奈川県	16.6%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%			
新潟県(新潟市)	40.0%(55.9%)	53.0%	-	-	61.0%	77.0%	<b>57.0%</b>			
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%			
石川県(金沢市)	15.9%(15.4%)	40.0%	-	-	※1 60.0%		35.0%			
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%			
山梨県	28.8%	<b>76.1%</b>	-	-	※175.0%以上		<b>50.0%</b>			
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%			
岐阜県	16.1%	48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%			
静岡県	21.9%	45.0%	-	-	65.0%	58.0%	46.0%			
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%			
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%			
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	<b>60.2%</b>			
京都府	14.8%	26.7%	33.3%	33.3%	40.0%	40.0%	33.0%			
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%			
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%			
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%			
和歌山県	20.5%	32.0%	41.4%	38.2%	55.6%	46.4%	42.1%			
鳥取県	24.6%	13.9%	31.4%	49.0%	58.8%	59.6%	<b>60.8%</b>			
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	概ね50%以上		-	概ね40%以上		
岡山県(岡山市)	32.7%(14.0%)	<b>75.0%</b>	75.0%	<b>75.0%</b>	75.0%	75.0%	<b>34.0%</b>			

	2018年度末実績	5年目(2024年度末)			7年目(2026年度末)			10年目(2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	<b>75.0%以上</b>	75.0%	<b>75.0%以上</b>	75.0%	75.0%	<b>50.0%以上</b>			
広島県(広島市)	14.1%(18.8%)	29.0%	-	-	43.5%	44.0%	42.4%			
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	-	※2 45.0%					
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%			
香川県	23.8%	51.7%	40.5%		70.0%	70.0%	40.0%			
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%			
高知県	18.7%	40.0%	-	-	65.0%	60.0%	<b>50.0%</b>			
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%			
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	<b>75.0%</b>	76.9%	81.5%	48.0%			
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%			
熊本県(熊本市)	12.4%(10.8%)	45.6%	55.4%	44.0%	70.9%	58.5%	30.3%			
大分県	33.1%	<b>75.0%</b>	-	-	75.0%	50.0%~75.0%	35.0%~50.0%			
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%			
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%			
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	-	※2 40.0%					
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%			
千葉市	31.2%	55.6%	-	-	73.7%	74.1%	<b>50.0%</b>			
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%			
川崎市	23.2%	<b>75.0%</b>	76.0%	<b>75.0%</b>	76.0%	75.0%	<b>50.0%</b>			
相模原市	16.9%	<b>75.0%</b>	75.0%	<b>76.0%</b>	75.0%	76.0%	<b>50.0%</b>			
静岡市	48.5%	53.0%	60.0%	62.0%	64.0%	58.0%	<b>52.0%</b>			
浜松市	26.7%	56.0%	-	-	67.0%	59.0%	49.0%			
名古屋市	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%			
京都市	13.1%	<b>75.0%</b>	75.0%	<b>75.0%</b>	75.0%	75.0%	<b>50.0%</b>			
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%			
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%			
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	-	※1 58.3%		30.9%			
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%			
福岡市	47.9%	<b>77.1%</b>	75.8%	<b>76.9%</b>	76.7%	75.0%	<b>58.8%</b>			
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	-	※2 45.0%					
明石市		<b>85.7%</b>	85.7%	<b>75.0%</b>	100.0%	100.0%	<b>62.1%</b>			

# 里親制度の概要

○里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、

- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
- ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
- ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	11,853世帯	715世帯	5,619世帯	610世帯
委託里親数	3,774世帯	171世帯	353世帯	565世帯
委託児童数	4,621人	206人	384人	808人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

里親に支給される手当等

里親手当 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）  
（月額） 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 60,390円、乳児以外 52,370円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

※令和4年度単価

## 日本財団の里親意向調査(2017年11月)

### ②里親制度について、ほとんどの人が正確に理解していない

	知っていた	なんとなく知っていた	知らなかった
里親には子どもの生活費として養育費が支給される	1.9%	10.7%	87.4%
2ヶ月などの短期間でもできる	2.6%	10.1%	87.3%
共働きでも里親になれる	6.6%	20.4%	73.0%
日本には里親を必要としている子どもが3万人いる	3.2%	13.7%	83.1%

## 家庭養育推進施策における今後の課題等（その2）

### （里親養育、特別養子縁組の推進）

- 全ての児童相談所に「**里親推進課（仮称）**」を設置、専門担当者を増員（再掲）
- 民間フォスタリング機関空白区の早期解消、専門性・質向上（研修等）
- 民間フォスタリング機関の実効性ある第三者評価（含む「アウトカム」）
- 里親制度における専門性向上、多類型化（含む「一時保護里親」）
- 里親、施設での「**ケアニーズに応じた措置費制度**」の早期創設（再掲）
- TVでのゴールデンアワー放映等、政府広報の格段の強化

### （基礎自治体による家庭養育支援）

- 市区町村による実効性あるソーシャル・ワーク、児相相談所・児童家庭支援センター・民間NPO等との連携
- 市区町村における子ども家庭担当ソーシャルワーカーの量、質ともの向上

### （全国の官民人材の資質向上）

- 「こども家庭福祉士（仮称）」の早期国家資格創設

# 「我がごと・丸ごと」厚労省担当者の新たなチャレンジ

- 今年7月から、アマタホールディングス株式会社に出向。
- 同社が、資源リサイクル、環境CSRのコンサルティングなどとともに、“MEGURU STATION®”を通じ地域コミュニティ形成支援に取り組んでいることに共感。
- MEGURU STATIONは、誰もが行う「ごみ出し」をきっかけに、資源と人が集まる場となり、そこから、住民たちの自発的な活動が生まれている。
- MEGURU STATIONを普及させることで、人のつながりによるソーシャルキャピタルの増加を実現したいと思い、新たなチャレンジに踏み切った。

特命担当執行役員  
野崎 伸一  
Shinichi Nozaki

**AMITA**

アマタホールディングス株式会社

<http://www.amita-hd.co.jp/>

京都本社

〒604-0847

京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル

秋野々町535番地 日土地京都ビル2階

TEL 075-277-0378

e-mail : [snozaki@amita-net.co.jp](mailto:snozaki@amita-net.co.jp)

# MEGURU STATIONのコミュニティ機能\_くつろぎ、交流



・自然な挨拶や会話が生まれる。



・お茶のみスペース



・住民同士で分別の教え合い  
・大人も子供も分別を意識するように



・薪ストーブで団らん  
・多世代交流



・焼き芋を振舞ってくれる方

※野崎氏からの提供  
スライドに基づき作成